明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○金融商品取引法等の一部を改正する法律（三二）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（三三）　三
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（三四）　三
○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（三五）　四
〔政　令〕
○金融商品取引法施行令及び信託業法施行令の一部を改正する政令（一三七）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一三八）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三九）　四
○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四〇）　四
〔府　令〕
○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令及び金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二七）　四
〔省　令〕
○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働七一）　四
〔告　示〕
○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、安定化計画の作成指針を廃止する件（厚生労働二一七）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第三二号）（金融庁）

一　金融商品取引法の一部改正関係

1　金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

第一種金融商品取引業者及び投資運用業者の特定主要株主（五〇パーセントを超える議決権を保有する者）に対して、内閣総理大臣への届出義務を課すとともに、特定主要株主に対する措置命令その他の監督に関する所要の規定を整備することとした。（第三二条～第三二条の四関係）

2　一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入

㈠　一定規模以上の第一種金融商品取引業者に係る規制

(1)　特別金融商品取引業者（総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者）に対して、内閣総理大臣への届出義務を課すとともに、所属する企業グループの財務状況等の報告を義務付けることとした。（第五七条の二関係）

(2)　特別金融商品取引業者に対して、当該特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る連結ベースの事業報告、説明書類の縦覧、連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付けることとし、併せて、当該連結自己資本規制比率に応じて特別金融商品取引業者に対する措置命令を可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとした。（第五七条の三～第五七条の九及び第五七条の一一関係）

(3)　特別金融商品取引業者の子会社等に対する報告徴取・検査に関する所要の規定を整備することとした。（第五七条の一〇関係）

㈡　一定規模以上の第一種金融商品取引業者の親会社に係る規制

(1)　特別金融商品取引業者の親会社又はその子法人等が一定の要件に該当する場合において、それらの業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資者保護のため特に必要であると認められるとき、内閣総理大臣が当該親会社を以下の(2)から(4)までの規制・監督の対象として指定する制度を設ける（他法令（外国の法令を含む）に基づいて適切な監督を受けていると認められる場合は、指定しないことができる）とともに、指定親会社（当該指定を受けた親会社）に対する書類の提出義務その他の所要の規定を整備することとした。（第五七条の一二～第五七条の一四関係）

(2)　最終指定親会社（指定親会社のうち同一の企業グループの中で最上位の者）に対して、当該最終指定親会社及びその子法人等に係る連結ベースの事業報告、説明書類の縦覧、連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付けることとし、併せて、当該連結自己資本規制比率に応じて、最終指定親会社や当該最終指定親会社の子会社である特別金融商品取引業者（対象特別金融商品取引業者）に対する措置命令を可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとした。（第五七条の一五～第五七条の一七及び第五七条の二一関係）

(3)　指定親会社に対して対象特別金融商品取引業者の業務改善のための措置を命じることを可能とするほか、指定親会社が支払不能に陥るおそれがある等の場合に、当該指定親会社に対して対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置等を命ずることや、当該対象特別金融商品取引業者に対して業務停止を命ずることを可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとした。（第五七条の一八～第五七条の二〇、第五七条の二二、第五七条の二四及び第五七条の二五関係）

(4)　指定親会社や当該指定親会社の子会社等に対する報告徴取・検査に関する所要の規定を整備することとした。（第五七条の二三関係）